

薬価基準収載方式および 薬価基準収載医薬品コード変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度令和6年3月5日付厚生労働省告示第60号により下記製品の薬価基準収載方式が変更され、同年4月1日より薬価基準収載名及び薬価基準収載医薬品コードが変更になりますのでご案内申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 薬価基準収載方式

「統一名称収載」から「銘柄別収載」に変更

2 対象製品および薬価基準収載医薬品コード

統一名称収載 ～令和6年3月31日迄	
薬価基準収載名	薬価基準収載 医薬品コード
炭酸リチウム 100mg錠	1179017F1013

銘柄別収載 令和6年4月1日～	
薬価基準収載名	薬価基準収載 医薬品コード
炭酸リチウム錠 100mg「大正」※	1179017F1080

※ 診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品(先発医薬品より薬価が高い後発医薬品)

製造販売

 株式会社 トクホン
東京都豊島区高田 3-26-3

発売[文献請求先]



大正製薬株式会社
〒170-8633 東京都豊島区高田3-24-1
お問い合わせ先: ☎ 0120-591-818
メディカルインフォメーションセンター